

事業税の「非製造業」の分割基準の設定方法は？

A [事業所設定]で、非製造業の場合は、「従業者数及び事務所または事業所数」を選択し、算定月数を入力します。寮の場合は「0」にします。

事業所設定

事業所設定

事業税分割基準：
 従業者数
 従業者数及び事務所又は事業所数

No.	事業所名	都道府県 市町村	支店・ルート・県名	所在地	従業者数		十号 算定 月数	
					(住民税)	(事業税) (十号())		
	製造業の場合			都新宿区公園通り	(法)	10	10	12
	本店	新宿区	3-1-1		(均)	10	0	
2	埼玉工場	11	埼玉県	埼玉県上尾市朝山町	(法)	40	40	12
		上尾市		10-2-1	(均)	40	0	

「従業者数及び事務所または事業所数」を選択した場合、
[地方税共通情報]では、分割基準に「1」と「3」にチェックが入ります。

適用する事業税
の分割基準

- 1. 従業者数
- 2. 固定資産の価額
- 3. 事務所又は事業所数
- 4. 軌道の延長和メートル数

地方税共通情報

関与税理士名が切れてしまいます

- A** 第六号様式(東京都以外)は、縦書きになっています。法人基本情報で、「税理士肩書き等」「税理士名」に半角文字(半角スペース含む)が含まれていると、正しく印刷できません。全角文字を使用してください。

東京都の場合

関与税理士 署名押印	松本義男 (電話 03-2222-3333)
---------------	---------------------------

東京都以外の場合

第六号様式

額	この申告により納付すべき均等割額 ①-②	①	20000	関与 税理士 印 松 本 義	
	この申告により納付すべき道府県民税額 ③+④	③	241900		
	④のうち見込納付額	④			
差引	⑤-⑥	⑤	241900		
東京都以外の場合 の申告する	特別区分の課税標準額	⑦	000		
	同上に対する税額 ⑦×10%	⑧			
	市町村分の課税標準額	⑨	000		
	同上に対する税額 ⑨×1%	⑩			
利子	利子割額 (控除されるべき額)	⑪			

男がでない

事業所設定の住所が印刷されません

A 本店は「法人基本情報」の住所を印刷します。

第六号様式

本店の場合

受付印	平成 年 月 日	※	〒	13006A81	※	〒	法人税 平成
所在地 <small>(本館が本店の場合には本店所在地を併記)</small>	東京都新宿区西新宿123 BCビル11F				(電話 03 - 1111 - 2222)		
法人名	エプソン電子システム株式会社						

法人基本情報の住所

支店の場合

受付印	平成 年 月 日	※	〒	〒	※	〒	法人税 平成
所在地 <small>(本館が本店の場合には本館の住所を併記)</small>	埼玉県上尾市朝日山町10-2-1 東京都新宿区西新宿123BCビル11F				(電話 03 - 1111 - 2222)		
法人名	エプソン電子システム株式会社						

上段: 事業所設定の住所
 下段: 法人基本情報の住所

「利子割 (28)」はどこから転記されますか？

A 地方税 第九号の二様式「合計 (48)」 → 第六号様式「利子割額 (28)」

第九号の二様式

コード	都道府県名	事務所の有無	控除・充当・還付を受ける利子割額	コード	都道府県名	事務所の有無	控除・充当・還付を受ける利子割額
05	秋田		0	29	奈良		0
06	山形		0	30	和歌山		0
07	福島		0	31	鳥取		0
08	茨城		0	32	島根		0
09	栃木		0	33	岡山		0
10	群馬		0	34	広島		0
11	埼玉	○	3,000	35	山口		0
12	千葉		0	36	徳島		0
13	東京	○	5,000	37	香川		0
14	神奈川		0	38	愛媛		0
15	新潟		0	39	高知		0
16	富山		0	40	福岡		0
17	石川		0	41	佐賀		0
18	福井		0	42	長崎		0
19	山梨		0	43	熊本		0
20	長野		0	44	大分		0
21	岐阜		0	45	宮崎		0
22	静岡		0	46	鹿児島		0
23	愛知		0	47	沖縄		0
24	三重		0				
			合計				8,000

「(28) 利子割額」は、[ファイル] → [事業所情報] の最上段に登録されている事業所 (本店) の都道府県の六号様式に転記されます。

第六号様式

利子割額	利子割額	28	8,000
	控除した金額	29	8,000
	控除できなかった金額	30	0
	既還付請求利子割額	31	0
	過大既還付の納付額	32	0

「(28) 利子割額」は第九号の二様式の合計額 (「(48) 合計額」) を本店の都道府県の六号様式に記載します。(第九号の二様式は本店のみ提出します)

第六号様式

事業税の「所得金額の計算」欄に金額があるのに、印刷がされません

A 第六号様式の「第六号様式別表五」で所得金額の計算をする場合には、「第六号様式」の「所得金額の計算欄」は、空白印刷になりますが、印刷については選択ができます。

第六号様式-入力画面

所得金額の計算	所得金額	65	2,140,000	所得金額(法人税の明細書(別表4)の(35))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(44))	65				
	加算	損金算入所得税額	66	0	加算	損金の額又は個別所属損金額に算入した所得税額	66		
	減算	損失準備金勘定への繰入額	67	0	減算	損金の額又は個別所属損金額 損失準備金勘定への繰入額	67		
	減算	損失準備金勘定からの戻入額	68	0	減算	益金の額又は個別所属益金額 損失準備金勘定からの戻入額	68		
	減算	外国法人税額	69	0	減算	外国の事業に属する所得 外国の事業に属する所得 外国の事業に属する所得 外国の事業に属する所得	69		
	減算	繰越欠損金等の当期控除額	70	0	減算	繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等 あった場合の欠損金額等の当期控除額	70		
	減算	所得額差引計	71	2,140,000	減算	所得金額差引計	71		
法人税の所得金額				72	2,140,000	法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(44))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(50))		72	2,140,000

金額が印刷
されない

印刷する場合には、法人基本情報-印刷設定[4]で「する」を選択してください。

法人基本情報

【地方税】	
六号様式 所得金額の計算の印刷	<input type="radio"/> しない <input checked="" type="radio"/> する

第六号様式

「還付請求 利子割額 (75)」に「利子割額控除できなかった金額 (30)」の金額がそのまま計上されてきます

- A** 法人基本情報－計算方法設定 [3] の「六号様式 利子割還付額 均等割に充当される額の控除: **控除する**」にしてください。法人基本情報が「**控除する**」かつ第六号様式が「**希望する**」のときに、第六号様式「還付請求 利子割額(75)」が均等割控除後の金額になります。

第六号様式

納付すべき均等割額	20	11,000	
利子割額	利子割額	28	20,000
	控除した金額	29	0
	控除できなかった金額	30	20,000
	既還付請求利子割額	31	0
	過大既還付の納付額	32	0
利子割還付額の均等割への充当		希望する	
還	中間納付額	74	35,000
	利子割額	75	20,000

基本情報が「控除しない」の場合、第六号様式で「希望する」にしても $(75) = (30)$

法人基本情報

六号様式	納付すべき都道府県民税額 法人税割額を均等割額と相殺	<input type="radio"/> 相殺しない	<input checked="" type="radio"/> 相殺する
	還付請求 中間納付額 納付税額と相殺	<input type="radio"/> 相殺しない	<input checked="" type="radio"/> 相殺する
	還付請求 利子割額 均等割に充当される額の控除	<input checked="" type="radio"/> 控除する	<input type="radio"/> 控除しない

第六号様式

かつ

利子割還付額の均等割への充当		希望する	
還	中間納付額	74	35,000
	利子割額	75	9,000

基本情報が「控除する」かつ第六号様式が「希望する」の場合 $(75) = (30) - (20)$ $20,000 - 11,000 = 9,000$

「利子割還付額の均等割への充当: 希望する」のとき、(75) に控除後の額を記載するかどうかは、提出先の記載の手引きなどで確認してください。
電子申告の場合は、「利子割還付額の均等割への充当: 希望する」の時は、「控除する」に設定してください。

第六号様式別表四の三

「確定」から「中間」へ変更すると、

「第六号様式別表四の三」の月数も6ヵ月に変更されますか？



A 第六号様式別表四の三の「特別区内における従たる事務所等」および「均等割額」の月数(0以外)が設定されていると、次のタイミングで法人基本情報の「切捨月数」をセットします。

◆法人基本情報で申告区分を次のように変更した場合

「確定」「修正確定」→「中間」に変更した場合：通常6ヶ月を設定

「中間」「修正中間」→「確定」に変更した場合：通常12ヶ月を設定

◆翌期更新した場合(更新後データの切捨月数を設定)

「確定」データを「中間」データに翌期更新した場合：通常6ヶ月を設定

法人基本情報

申告区分	<input type="radio"/> 確定	<input type="radio"/> 修正	<input checked="" type="radio"/> 中間	<input type="radio"/> 修正中間	
事業年度	平成23年04月01日	▼	平成24年03月31日	▲	切上月数 6ヶ月
中間計算期間	平成23年04月01日	▼	平成23年09月30日	▲	切捨月数 6ヶ月

第六号様式別表四の三

特別区内における従たる事務所等					均等割額の計算			
所在地	名称	(外 箇所)	月数	区分	税率(年額)	月数		
1 千代田区		(0)	0	特別区 主たる 事務所		0		
2 中央区		(0)	6		50人超 ①	0		
3 港区		(0)	0		50人以下 ②	70,000		

第六号様式別表十四



事業税で超過税率が適用される場合の計算は？

A 超過税率を適用する場合には、第六号様式別表十四が必要です。必要かの判定は自動で行います。現在、資本金の額などの適用要件によって超過税率が適用されることがある都道府県は、宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県です。

第六号様式

第六号様式 法人都道府県民税・事業税・地方法人特別税の申告書

大阪府

超過税率

摘要	課税標準	税率	税額
総額	26,000,000		
年400万以下	2,000,000	2.9500	59,000
年800万以下	2,000,000	4.3650	87,300
年800万超	22,000,000	5.7800	1,271,600
計	26,000,000		1,417,900
軽減不適用		5.7800	0

※第六号様式別表十四の提出が必要です。

第六号様式

資本金や年所得で自動判定し、表示します。

摘要	課税標準	税率	税額
所得割	56	1,300,000	81
合計地方			58
仮装整理地方法人特別税額控除			59
既納付地方法人特別税額			60
			0
			0
			1,053,000
			0
			1,053,000

地方法人特別税の計算がされます。

第六号様式

※事業税で超過税率を設定しているため第六号様式別表十四の提出が必要です。

第六号様式別表十四 (基準法人所得割額の計算)

標準税率

摘要	課税標準	税率	基準法人所得割額
総額	26,000,000		
年400万以下	2,000,000	2.7000	54,000
年800万以下	2,000,000	4.0000	80,000
年800万超	22,000,000	5.3000	1,166,000
計	26,000,000		1,300,000
軽減不適用		5.3000	0

第六号様式別表十四へ内容が連動されます。
「超過税率:摘要あり」の場合でも、所得金額総額がなければ、提出不要と判定されます。

提出先の都道府県名を印字します。

第六号様式別表十四

法人名 23年チェック用会社例 2

基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書

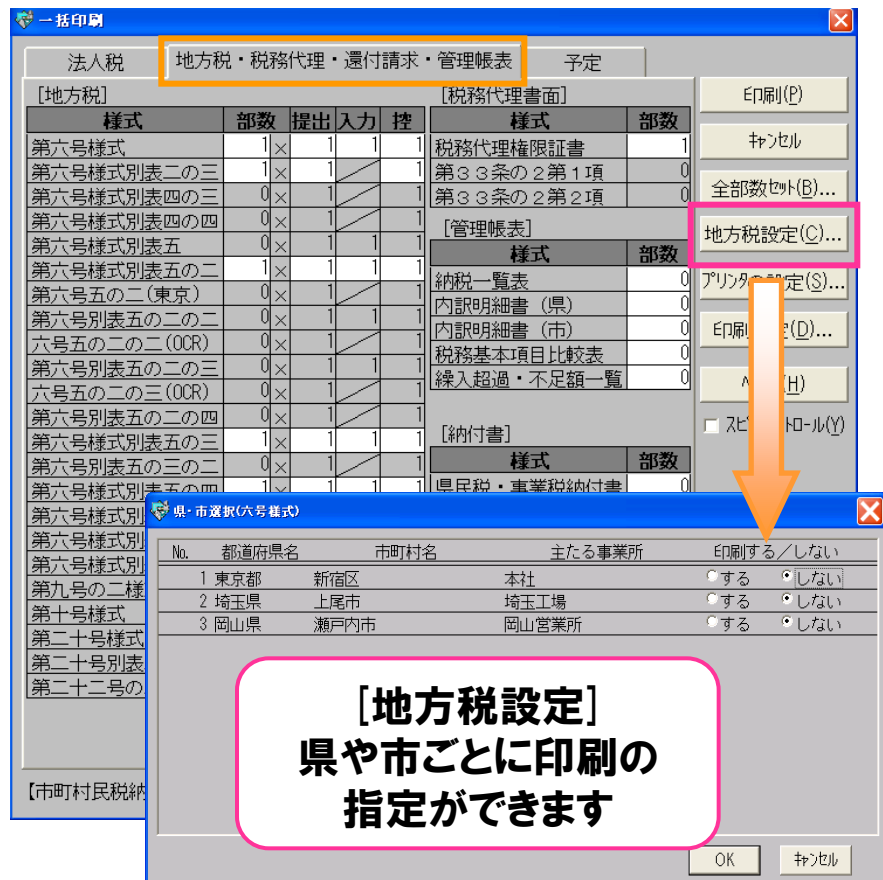
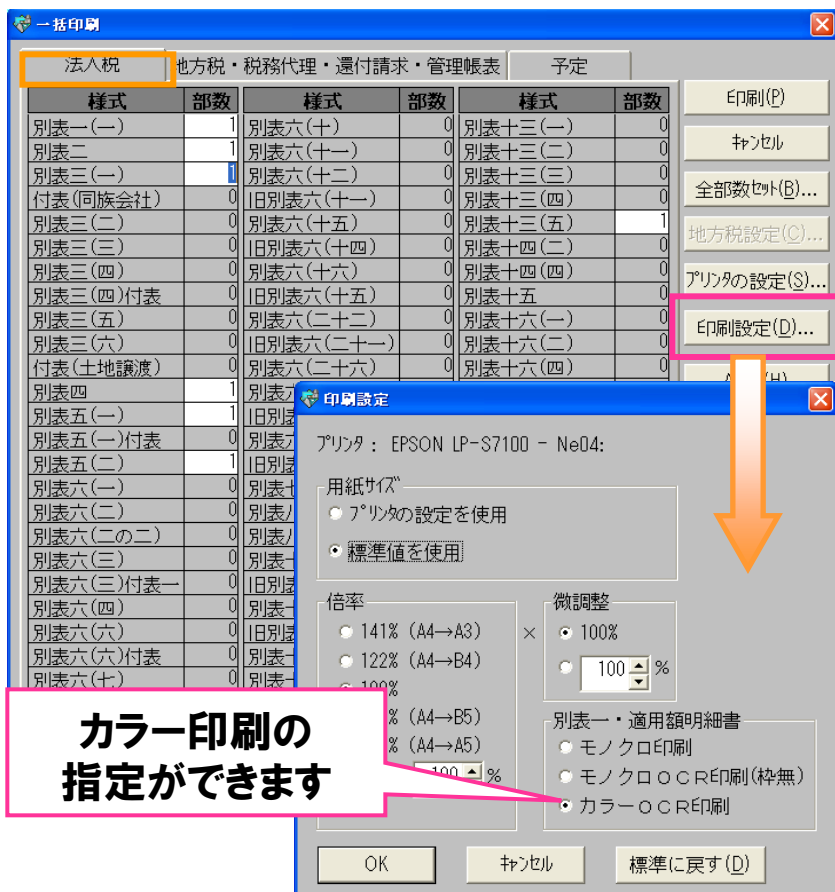
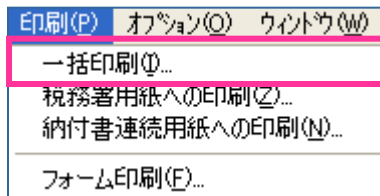
1. 基準法人所得割額の計算

摘要	所得割の課税標準	税率	基準法人所得割額
所得金額	260,000,000		
年400万円以下の金額	20,000,000	2.70	540,000
年400万円を超え年800万円以下の金額	20,000,000	4.00	800,000
年800万円を超える金額	220,000,000	5.30	11,660,000
計	260,000,000		13,000,000

第六号様式別表十四は、プレビュー表示のみ。入力画面は、第六号様式の下にあります。

白紙への一括印刷方法を教えてください

A 印刷メニューから「一括印刷」を選択します。
タブごとに一括印刷することができます。



カラー印刷の
指定ができます

[地方税設定]
県や市ごとに印刷の
指定ができます

申告書印刷でよくあるお問い合わせ

Q 税務署用紙の控用紙に直接印刷できますか。

A 税務署用紙の控用紙に直接印刷することはできません。税務署用紙（OCR紙）に対応しているのは、別表一の1枚目と適用額明細書のみです。別表一の2枚目以降、及びその他明細書は、A4白紙用紙に印刷してください。

Q 東京都のOCR用紙に直接印刷できますか？

A 直接印刷には対応していませんが、東京都の場合、識別コードを印刷しますので、白紙印刷した「提出用」をそのまま提出することができます。

☆ 補 足 ☆

東京都、大阪府へ提出する第六号様式、第七号様式、第九号の二様式などの帳票については、当システム専用の識別コード(ユーザーID)を印字します。

The diagram shows a portion of a tax form labeled "第六号様式". A red box highlights the identification code "13006A01" printed in the top right area. To the left, a dashed circle indicates the "受付印" (receipt stamp) area. The form includes fields for "平成 年 月 日" (Heisei year, month, day) and "※ 印刷事項" (printing items).

大阪の場合、統一様式に識別コードを印刷するとOCR読み取りが可能のため、第六号様式と第七号様式は、統一様式に印字し、その他は東京都様式と同様となります。



第九号の二様式 入力用が印刷されません

- A** 本店が東京都、または大阪府の場合は、入力用は印刷されません。
東京都と大阪府はOCR読み取りに対応しているため、入力用は必要ありません。

事業所設定

事業税分割基準： 従業者数 従業者数及び事務所又は事業所数 月数(J)...

No.	事業所名	都道府県コード・県名 市町村名	所在地	従業者数 (住民税)	十号 (事業税) 算定 (十号()) 月数
1	大阪 本店	27 大阪府 大阪市	大阪府大阪市淀川区	(法) 10 (均) 10	10 0
2	神奈川	神奈川県 横浜市	神奈川県横浜市	(法) 10 (均) 10	10 0
3				(法) 0 (均) 0	0 0

登録(I) キャンセル 挿入(I) 削除(D) コピー(C) ヘルプ(H)

本店が東京都か大阪府の場合は、
入力用は印刷されません。

印刷

プリンタ： EPSON LP-S7100 - Ne04:
部数： 1

印刷する帳表

- 提出用 : 1部
- 入力用 : 1部 × 部数
- 控用 : 1部 (セリ数)

印刷する帳票の設定で、
「入力用」にチェックを入れても...

第九号の二様式 利子割額の都道府県別明細書

印刷(P)... 詳細設定(D)... 閉じる(C) 100%

13092A41

※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	法人番号	申告区分
					4月 01日 から
					3月 31日 まで

第九号の二様式(提出用)

※ 明子割
明細入力

利子割額の都道府県別明細書

「提出用」と「控用」のみ印刷されます。